

中野区 令和7年度 若者相談員（会計年度任用職員）募集要項

中野区では、令和7年度若者相談員（会計年度任用職員）を、次のとおり募集します。

1 勤務地

中野区子ども・若者支援センター

中野区中央一丁目41番2号

2 勤務内容

（1）若者及びその家庭から受けた相談に対する助言及び支援に関すること。

（2）若者及びその家庭の支援を行う関係機関との連携に関すること。

（3）その他、子ども・若者相談課長が指示する事項

3 募集人員

1名

4 募集条件

次に掲げる要件を全て満たす方。

（1）若者育成支援に関する専門的な知識及び若者育成支援を推進する熱意を有すること。

（2）次のいずれかに該当する者であること。

ア 社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師又は臨床心理士の資格を有する者

イ 地方公共団体、社会福祉法人等において、若者育成支援について3年以上の実務経験を有すること。

ウ スクールカウンセラー又はスクールソーシャルワーカーとして3年以上の実務経験を有すること。

エ 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学において心理学、教育学、社会学若しくは社会福祉学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

オ アからエまでに掲げる者と同等以上の能力を有すると区長が認める者

（3）前2号に掲げる職務を遂行するために必要な事務処理（ワードプロセッサ、表計算ソフト等の操作を含む）の能力を有すること。

5 任期

令和7年9月1日より令和8年3月31日まで

6 勤務時間

1日当たり7時間45分

（原則、午前8時30分から午後5時15分まで）

7 勤務日

1 月当たり 16 日

（原則、祝休日、年末年始を除く月曜日から金曜日のうち、子ども・若者支援センター子ども・若者相談課長が定める日）

8 給与

月給 227,036 円（源泉徴収所得税が差し引かれます。）

別途、通勤手当相当額を支給します（上限額あり）。

9 休暇

・有給休暇

（年次有給休暇、公民権行使等休暇、慶弔休暇 等）

・無給休暇

（病気休暇、子の看護のための休暇、育児時間、妊婦通勤時間、介護時間 等）

10 応募方法

・電子申請の場合

令和7年7月27日（日）までに下記フォームより必要事項を入力し、申請してください。

<申請フォーム>

<https://logoform.jp/form/Trw5/844593>



（電子申請画面が開きます。）

・郵送又は持参の場合

○応募書類：「中野区若者相談員採用選考申込書」（※HPからダウンロードできます。）

必要事項を記入の上、令和7年7月25日（金）必着で下記書類提出先へ直接又は郵送にて提出して下さい。

志望理由は 400 字程度記入をお願いします。

封筒の表に「会計年度任用職員選考書類在中」と朱書きしてください。

なお、応募書類につきましては返却いたしません。

（当方で、責任を持って破棄いたします。）

11 選考

(1) 選考方法 書類審査及び面接

(2) 面接日時 令和7年7月31日(木)～令和7年8月1日(金)

書類審査の上、以下のとおりご連絡いたします。

【書類審査合格者】 メール又は電話にて、面接時間についての御連絡を差し上げます。

【書類審査不合格者】 メールにて、結果通知を送付致します。

(3) 面接会場 中野区子ども・若者支援センター(中野区中央一丁目41番2号)

(4) 結果通知 令和7年8月上旬以降にメールによりお知らせいたします。

12 書類提出先・問い合わせ先

〒164-0011

東京都中野区中央1-41-2

子ども・若者支援センター6階 子ども・若者相談課

総合相談係 担当：増井

TEL：03-5937-3257

※欠格条項(地方公務員法第16条)

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者